

# 市立青梅総合医療センター 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等

## (保険外併用療養に関する事項)

### 初診・再診に係る費用の徴収

国は、一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題を改善するため、外来機能の明確化・連携を進める観点から

一定規模以上の対象となる病院において、一部負担金(3割負担等)とは別に「特別な料金」を徴収することを義務付けました。

そして、当院は、東京都より【地域医療支援病院】の認定を受けており、救急医療や紹介患者に対する医療の提供等を行い、

積極的な「かかりつけ医」等への支援を通じて地域医療の確保を図る役割があります。

そのため、当院に初めて受診される方や、一定期間受診がない方が、ほかの保険医療機関からの紹介状によらず、

当院へ直接来院した場合は、初診に係る費用として7,700円(税込)を診療費に加えて徴収することになります。

また当院が他院に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合については3,300円(税込)を徴収することになります。

ただし、急病のために直ぐに入院が必要と医師が判断した場合や、国の公費負担医療を受けている方は、これらのご負担はありません。

### 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。

180日を超えた日からの入院が、選定療養費対象となり、1日につき入院基本料の15%に相当する2,780円は患者さんの負担となります。

### 特別療養環境(差額ベッド)について

別掲「特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項(特別療養環境室一覧)」をご覧ください。

# 市立青梅総合医療センター 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等

## (入院時食事療養費に係る費用の額の基準)

入院時食事療養(Ⅰ)、食堂加算(4A・4B・5A・5B・6A・6B・7A・7B・8A・8B・4C・5C)

当院は入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

医師の発行する食事せんに基づき、疾病治療のための特別食を提供しています。

病棟ラウンジにおいて食事ができるスペースを設置しています。

### ・1食あたりの標準負担額

所得・年齢、公費等		1食あたりの標準負担額
70歳未満	70歳以上	
●一般の方 所得区分ア～エ	●現役並み所得者 ●一般の方	510円
◆指定難病(公費)の方		300円
●住民税非課税世帯の方 所得区分オ	●住民税非課税世帯の方/所得区分Ⅱ (90日目までの入院) (91日目以降の入院)	240円 190円
●該当なし	●住民税非課税世帯の方/所得区分Ⅰ	110円

### ・入院時食事療養費(Ⅰ)

食事の形態	1食あたりの負担額
(1)(2)以外の食事療養を行う場合	690円
(1)流動食のみを提供する場合	625円